

平成 30 年 5 月 14 日

各 位

千葉県行政書士会との「包括的連携に関する協定」締結について

当組合を初めとする千葉県下 3 信用組合（下記の信用組合）は、本日、千葉県行政書士会（千葉市中央区 4-13-10 会長 中村利雄）との間で「包括的連携に関する協定」を締結いたしました。

この協定の締結により、今までにも増して、中小企業のお客さまと個人のお客さまが抱える課題、特に許認可申請、事業承継、法人設立、遺言・相続、成年後見などにおいて、それぞれが得意とする分野で協働して、課題の解決に取り組むことが可能となります。

行政書士は、(1) 官公庁に提出する許認可申請等の書類作成、相続並びに代理、(2) 遺言書や定款などの権利義務・事実証明および契約書の作成、(3) 成年後見や ADR（裁判外紛争解決）などの業務を行う「あなたの街の法律家」です。なお、千葉県行政書士会には 2,025 会員（うち法人会員 19）が所属しております。（平成 30 年 1 月末現在）

県下 3 信用組合は、国民と行政の橋渡し役を担っている千葉県行政書士会との連携により、中小企業と地域社会への貢献がより一層効果的なものとなるよう取り組んで参ります。

1. 県下 3 信用組合名

房総信用組合	茂原市高師町 1-10-5	理事長	白 井 和
銚子商工信用組合	銚子市東芝町 1-19	理事長	伊 東 輝 侑
君津信用組合	木更津市潮見 3-3	理事長	宮 澤 義 夫

2. 協定の主旨

信用組合と行政書士会は地域に根差した市民へのサービスを提供している点で共通するものがあります。当千葉県下 3 信用組合は、今回の包括的業務連携を通じて、成年後見・離婚・相続などの家庭法務や法人の設立、事業認可の申請などに関する問題や疑問を抱えているお客さまに対し、千葉県行政書士会と連携した課題解決をご提案して参ります。

3. 連携の主な内容

- 当千葉県下 3 信用組合は、問題等を抱えているお客さまについて、千葉県行政書士会を通じて行政書士をご紹介します。
- 当千葉県下 3 信用組合は、お客さまの要望に答え、千葉県行政書士会を通じて行政士による出張法務相談をご紹介します。
- 千葉県行政書士会は、当千葉県下 3 信用組合が主催するセミナー・相談会について、講師・相談員を派遣いたします。

【本件に関するお問合せ先】

君津信用組合 総合企画部 担当：平柳
電話：0438-20-1122 Fax：0438-20-1115